



市章

彦根市公報

令和4年(2022年)6月1日

第1869号

水曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 訓令

14 ひこにゃん活用庁内検討会議設置規程の一部を改正する訓令(観光交流課)..... 3

○ 告示

157 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 3

158 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 4

159 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 5

160 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 5

161 彦根市議会臨時会の招集(企画課)..... 6

161の2 特定子ども・子育て支援施設等の確認(幼児課)..... 6

○ 公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 7

○ 選挙管理委員会告示

6 彦根市選挙管理委員会の招集..... 7

7 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における被登録資格の決定の基準となる日および登録を行う日..... 8

8 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の執行..... 8

9 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における選挙長および同職務代理者の選任..... 8

10 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における投票管理者および同職務代理者の選任.. 9

11 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式..... 9

12 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における投票所..... 10

13 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における投票所の開閉時刻..... 10

14 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額... 10

15 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における選挙会の日時および場所..... 10

16 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するくじを行う日時および場所..... 11

17 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務の合同..... 11

18 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における不在者投票のために投票用紙および投票用封筒を交付する場所..... 11

19 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額..... 11

○ 病院事業管理規程

6 彦根市病院事業会計規程の一部を改正する規程(病院総務課)..... 12

○ 日夏町財産区議会議員一般選挙選挙長告示

1 選挙長が行う公告式..... 12

2 選挙長の事務を行う場所..... 13

3	選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所	13
4	選挙長が立候補の届出を受け付ける順位を定める方法	13
5	候補者の届出	13
6	投票を行わないことについて	13

訓令

彦根市訓令第14号

ひこにゃん活用庁内検討会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月13日

彦根市長 和田裕行

ひこにゃん活用庁内検討会議設置規程の一部を改正する訓令

ひこにゃん活用庁内検討会議設置規程(平成28年彦根市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この10年間に定着した」を「誕生以来築き上げてきた彦根市のキャラクターである」に、「イメージを踏襲し、」を「ブランドを守りながら」に、「目指し」を「積極的に行い」に、「における」を「の知名度およびイメージの向上を図り、」に改め、「地域振興」の次に「および地域経済活性化」を加え、「一層図ること」を「推進すること」に改める。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 企画振興部次長

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 産業部観光交流課ひこにゃんブランド推進室長

第3条第1項中第7号から第9号までを次のように改める。

(7) 歴史まちづくり部長

(8) 歴史まちづくり部次長

(9) 歴史まちづくり部文化財課長

第3条第1項第10号を削る。

第5条中「産業部観光企画課ひこにゃんブランド推進室」を「産業部観光交流課ひこにゃんブランド推進室」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

告示

彦根市告示第157号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年5月9日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和4年4月19日午後1時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 158 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 9 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

南彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 4 年 4 月 22 日午後 1 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 159 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年5月9日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

(1) 令和4年4月11日午後2時頃

(2) 令和4年4月22日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134 内線 245、246)

彦根市告示第 160 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和4年5月10日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
中北町自治会	榎木 秀和 (略)	中村 章範 (略)
蔵の町自治会	中野 正明 (略)	川岸 俊幸 (略)
松原町自治会	田部 信一 (略)	前川 昭 (略)

彦根市告示第 161 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 101 条の規定により、彦根市議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 12 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 期日 令和 4 年 5 月 19 日

2 場所 彦根市議会議場

3 付議事件

- (1) 令和 4 年度(2022 年度)彦根市一般会計補正予算(第 2 号)
- (2) 令和 4 年度(2022 年度)彦根市病院事業会計補正予算(第 1 号)
- (3) 専決処分につき承認を求めることについて
(彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- (4) 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- (5) 彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- (6) 和解をすることについて
- (7) 彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (8) 彦根市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- (9) 督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
- (10) 損害賠償の額の決定について

彦根市告示第 161 の 2 号

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 58 条の 2 の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認をしたので、同法第 58 条の 11 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 13 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 子ども・子育て支援施設等の種類

一時預かり事業(一般型)

2 特定子ども・子育て支援提供者の名称等

(追加)

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設	
	名称	所在地
医療法人 友仁会	かるがも保育所	彦根市竹ヶ鼻町 80 番地

3 確認の年月日

令和4年5月13日

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年5月6日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市日夏町字シャゲ 3784番1の一部および 3787番1の一部	499.90 m ²	令和4.5.6	905

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第6号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和4年5月6日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川良紘

記

- 日時 令和4年5月9日(月) 午前9時30分
- 場所 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎 会議室2-1
- 議題
 - 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の選挙期日および選挙すべき議員定数について
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における選挙時登録の登録基準日について
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の選挙長および同職務代理者の選任について
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の投票管理者および同職務代理者の選任について
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の投票所の場所について
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の投票所開閉時刻の変更について
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の期日前投票所について
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の投票用紙の様式を定めることについて
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用制限額について
 - 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会事務に併せて行うこ

とについて

- (12) 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の選挙会の日時および場所について
- (13) 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の投票記載所の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所について
- (14) 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における不在者投票用紙および同封筒の交付場所等について
- (15) 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の選挙運動における個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額について
- (16) 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所について
- (17) 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の選挙長が行う告示の方法について
- (18) 彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙の選挙長の事務を行う場所について
- (19) その他

彦根市選挙管理委員会告示第7号

令和4年5月21日執行予定の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日および登録を行う日を次のとおり定める。

令和4年5月13日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川良紘

- 1 決定の基準となる日 令和4年5月15日
ただし、年齢要件については同月21日とする。
- 2 登録を行う日 令和4年5月15日

彦根市選挙管理委員会告示第8号

令和4年6月7日に任期が満了する彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙を下記のとおり行う。

令和4年5月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川良紘

記

- 1 選挙期日 令和4年5月21日
- 2 選挙すべき議員の定数 9人

彦根市選挙管理委員会告示第9号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和4年5月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川良紘

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名

(略)	酒井 駿	(略)	田村 聡志
-----	------	-----	-------

彦根市選挙管理委員会告示第10号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における投票管理者および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和4年5月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川 良 紘

(以下省略)

彦根市選挙管理委員会告示第11号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和4年5月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川 良 紘

片面印刷

<small>こうほしや</small> 候補者 <small>しめい</small> 氏名	二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
彦根市選挙管理委員会之印	

令和四年五月二十一日執行
ひこねしひなつちようざいさんくぎかいぎいんいっばんせんきよ

備考

- 用紙の規格は、縦 128mm × 横 80mm とする。
- 投票用紙の色は白で、黒色のインクで印刷する。
- 選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷込印刷とする。

彦根市選挙管理委員会告示第 12 号

令和 4 年 5 月 21 日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における投票所は、次のとおりとする。

令和 4 年 5 月 16 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 小川良紘

施設名称	施設所在地
日夏町公民館	彦根市日夏町 2610 番地 6

彦根市選挙管理委員会告示第 13 号

令和 4 年 5 月 21 日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における投票所の開閉時刻について、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 40 条第 1 項ただし書の規定により、次のとおり開く時刻を繰り下げ、閉じる時刻を繰り上げる。

令和 4 年 5 月 16 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 小川良紘

施設名称	開く時刻	閉じる時刻
日夏町公民館	午前 9 時	午後 4 時

彦根市選挙管理委員会告示第 14 号

令和 4 年 5 月 21 日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 194 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりとする。

令和 4 年 5 月 16 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 小川良紘

制限額 1,485,400 円

彦根市選挙管理委員会告示第 15 号

令和 4 年 5 月 21 日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和 4 年 5 月 16 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 小川良紘

- 有投票の場合
 - 日 時 令和 4 年 5 月 21 日 午後 5 時から
 - 場 所 彦根市日夏町 2610 番地 6 日夏町公民館
- 無投票の場合
 - 日 時 令和 4 年 5 月 21 日 午前 10 時から
 - 場 所 彦根市日夏町 2610 番地 6 日夏町公民館

彦根市選挙管理委員会告示第16号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年5月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川良紘

- 日時 令和4年5月16日 午後5時30分から
- 場所 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎2階 会議室2-1

彦根市選挙管理委員会告示第17号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和4年5月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川良紘

彦根市選挙管理委員会告示第18号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における不在者投票のために投票用紙および投票用封筒を交付する場所は、次のとおりである。

令和4年5月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川良紘

- 交付場所 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎4階 彦根市選挙管理委員会事務局
- 交付期間 令和4年5月17日(火)から同月20日(金)まで
ただし、郵便等による請求は、5月13日(金)から交付
- 交付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

彦根市選挙管理委員会告示第19号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第121条の規定による個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

令和4年5月16日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小川良紘

施設の名称	面積(㎡)	費用(円)	備考
彦根市南地区公民館	274	彦根市公民館の設置および管理に関する条例第10条に定める使用料	条例

病院事業管理規程第 6 号

彦根市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 5 月 13 日

彦根市病院事業管理者 金子 隆 昭

彦根市病院事業会計規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業会計規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(企業出納員等)」に改め、同条第 1 項中「および現金取扱員」を「、現金取扱員および物品取扱員」に改め、同条第 2 項中「および現金取扱員」を削り、「彦根市病院事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める」を「病院総務課長、職員課長、医事課長、経営戦略室次長および訪問看護ステーション所長の職にある」に改め、同条第 4 項中「、企業出納員」を「企業出納員」に改め、「現金の出納」の次に「および保管に関する事務を、物品取扱員は企業出納員の命を受けて病院事業の業務に係る物品の出納および保管」を加え、同条に次の 1 項を加える。

6 現金取扱員および物品取扱員は、企業出納員が指名する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(委任事務)

第 2 条の 2 彦根市病院事業管理者(次条を除き、以下「管理者」という。)は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。

- (1) 現金を収納すること。
- (2) 小切手を振り出すこと。
- (3) 口座振替の方法により支払をする場合において、その旨を出納取扱金融機関および債権者に通知すること。
- (4) 公金振替書を発行すること。
- (5) 有価証券を出納すること。
- (6) 貯蔵品その他物品の出納に関すること。
- (7) その他会計事務に関すること。

第 3 条中「および現金取扱員」を「、現金取扱員および物品取扱員」に改める。

第 22 条の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第 1 項中「納入義務者からの」を削り、「第 231 条の 2 第 6 項の規定による申出を承認したときは、同項の規定により指定された者(以下「指定代理納付者」という。)」を「第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者」に改め、同条第 2 項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「納入義務者」を「納付しようとする者」に改める。

付 則

- 1 この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)第 6 条の規定による改正前の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定を受けている者に対する改正後の第 22 条の規定の適用については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

日夏町財産区議会議員一般選挙選挙長告示

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第 1 号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙において、法令の規定に基づき、選挙長が行う公告式は、彦根市公告式条例(昭和36年彦根市条例第47号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか、彦根市公報に登載して行う。

令和4年5月16日

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙

選挙長 酒井 駿

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第2号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和4年5月16日

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙

選挙長 酒井 駿

彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎4階 彦根市選挙管理委員会事務局

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第3号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和4年5月16日

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙

選挙長 酒井 駿

1 日 時 令和4年5月18日 午後5時30分

2 場 所 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎2階 会議室2-1

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第4号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、同月16日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和4年5月16日

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙

選挙長 酒井 駿

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第5号

令和4年5月21日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙において、候補者として次のとおり届出があった。

令和4年5月16日

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙

選挙長 酒井 駿

(以下省略)

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙選挙長告示第6号

令和 4 年 5 月 21 日執行の彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙において、届出のあった候補者が選挙すべき議員の定数を超えないため、投票は行わない。

令和 4 年 5 月 16 日

彦根市日夏町財産区議会議員一般選挙

選挙長 酒 井 駿
